

## 独立行政法人 都市再生機構

2020年8月17日

## ソーシャル・ファイナンス・フレームワーク

格付企画調査室 ESG 評価部

担当アナリスト：宇佐見 剛

格付投資情報センター（R&I）は、独立行政法人都市再生機構（UR）が2020年8月17日付にて策定したソーシャル・ファイナンス・フレームワーク（以下、評価対象）が「ソーシャルボンド原則2020」（以下、「SBP2020」という。）に適合していることを確認した。オピニオンは下記の見解に基づいている。

## ■オピニオン概要

## (1) 調達資金の用途

資金はURの「都市再生業務」（都市再生事業、賃貸住宅事業及び震災復興事業）、「宅地造成等経過業務」（主に市街地整備特別業務（旧ニュータウン業務））に充当される。URは国の政策実施機関であるとともに自主的かつ自律的な経営のもとで事業を推進し、少子高齢化や東京一極集中という経済社会構造上の大きな課題と、巨大地震や気候変動に対応するための防災・減災・老朽化対策の必要性といった課題の解決に取り組んでいる。事業推進による負の影響は、関係主体との連携や評価制度、環境マネジメント体制等により配慮されている。R&Iは対象事業が社会全体としてポジティブな成果を生み出すと評価した。SBP2020に例示される事業区分の中では「社会経済的向上とエンパワーメント」「手ごろな価格の住宅」に該当し、事業推進において特に対応される「高齢者」や「自然災害の罹災者」を含む「一般の人々」が対象である。

## (2) プロジェクトの評価と選定のプロセス

URの企業理念を念頭に、独立行政法人都市再生機構法及び中期目標に応じた中期計画、年度計画が策定され、これに従って具体的なプロジェクトが選定される。評価の考え方及び基準、対象事業の選定は適切なプロセスを経ており、第三者性・専門性ともに確保されている。

## (3) 調達資金の管理

調達資金はURの経理資金部が管理。なお、法令に則り適切に区分経理される。資金は原則調達年度中に全額が充当され、充当されるまでの間、現金又は現金同等物にて管理される。また、会計経理に関して正確性、合規制、経済性、効率性及び有効性等の観点から会計検査院の検査を受けるほか、監事による業務監査、会計監査人による決算に関する監査を受けている。調達資金の管理は適切と評価できる。

## (4) レポーティング

投資家に対して調達資金の充当状況及び社会的成果を明確に説明する資料を開示する。充当状況は年1回ウェブサイトにて開示する。業務実績報告書に示すアウトプット指標・アウトカム指標等を、ウェブサイトにて開示する予定。レポーティングは適切と評価できる。

## 発行体の概要

- 都市再生機構（UR）は、都市基盤整備公団に地域振興整備公団の地方都市開発整備部門を統合して 2004 年 7 月 1 日に発足した。主務官庁を国土交通省とする独立行政法人通則法（通則法）上の中期目標管理法人<sup>1</sup>である。
- 独立行政法人都市再生機構法（機構法）に目的及び業務が定められている。社会経済情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び居住環境の向上を通じて都市の再生を図るとともに、良好な居住環境を備えた賃貸住宅の安定的な確保を図り、もって都市の健全な発展と国民生活の安定向上に寄与することを目的として、都市再生業務と宅地造成等経過業務を行う。
- 国の政策実施機関として「都市再生基本方針」では都市のコンパクト化や国際競争力の強化のための環境整備の役割が、「住生活基本計画」（全国計画）では既存の賃貸住宅ストックの活用を前提に様々な世帯が安心して暮らすことのできる住生活の実現等の役割が求められている。
- 中期目標管理法人として自主性及び自律性の発揮が求められており、事業主体としての企業理念を以下の通り定めている。

### UR ミッション（使命）

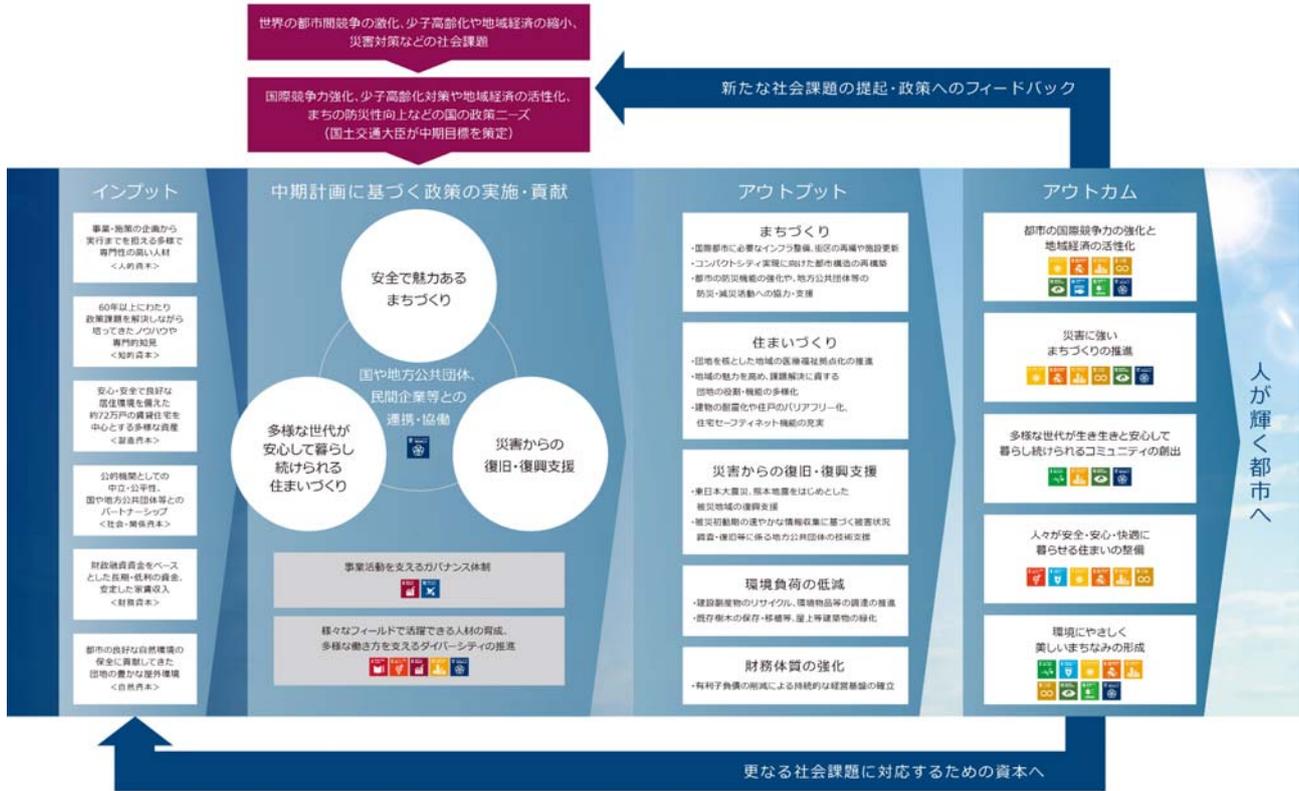
人が輝く都市をめざして、美しく安全で快適なまちをプロデュースします。

### UR スピリット（信条）

- ・ CS(お客様満足)を第一に、新たな価値を創造します。
  - ・ 創意工夫し、積極果敢に Challenge（挑戦）します。
  - ・ 力を結集し、Speedy（迅速）に行動します。
- 
- UR は企業理念のもと社会的課題の持続可能な解決を行っていくため、価値創造ストーリーを次頁表の通りとすることで、持続可能な社会の実現へ貢献していくとしている。
  - UR は各プロジェクトにおいて、事業調整、環境共生、防災機能強化、土地取得、インフラ整備、エリアマネジメント、コミュニティ支援等の様々な役割を果たしている。

<sup>1</sup> 「中期目標管理法人」とは、公共上の事務等のうち、その特性に照らし、一定の自主性及び自律性を発揮しつつ、中期的な視点に立って執行することが求められるもの（国立研究開発法人が行う者を除く。）を国が中期的な期間について定める業務運営に関する目標を達成するための計画に基づき行うことにより、国民の需要に的確に対応した多様で良質なサービスの提供を通じた公共の利益の増進を推進することを目的とする独立行政法人。

価値創造ストーリー



【出所：独立行政法人都市再生機構 ソーシャル・ファイナンス・フレームワーク】

# 1. 調達資金の用途

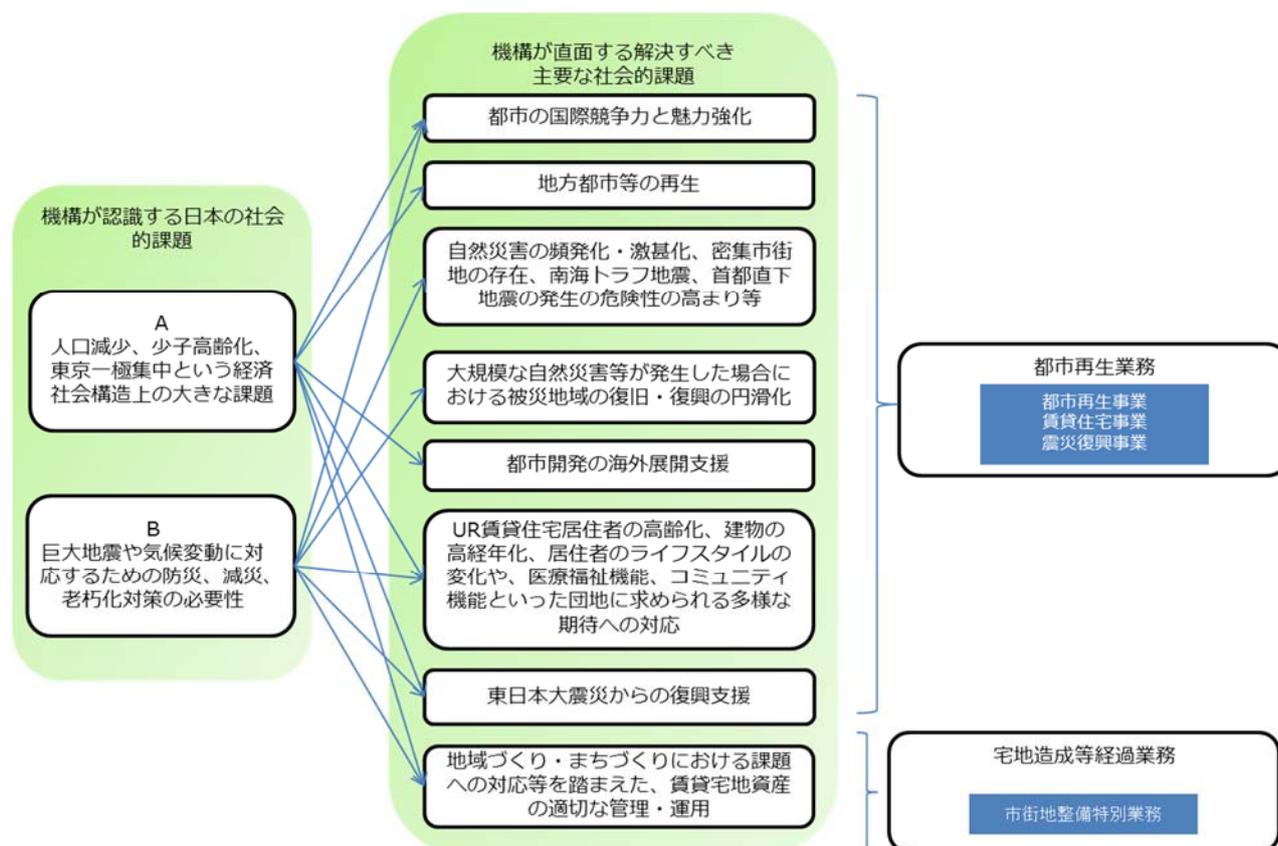
## (1) 対象プロジェクト

### 対象事業

- URは対象プロジェクトを機構法第34条第1項及び附則第12条に定める「都市再生業務」及び「宅地造成等経過業務」とし、債券及び長期借入金で充当する。調達資金は、「都市再生業務」では主に事業支出（初期投資）に充当され、「宅地造成等経過業務」では主に財務支出（リファイナンス）に充当される。

### 対象事業の目的

- URは根拠法である機構法において「社会経済情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び居住環境の向上を通じてこれらの都市の再生を図るとともに、都市基盤整備公団（以下「都市公団」という）から承継した賃貸住宅等の管理等に関する業務を行うことにより、良好な居住環境を備えた賃貸住宅の安定的な確保を図り、もって都市の健全な発展と国民生活の安定向上に寄与すること」と目的を定めている。また、中期目標管理法として、自主性及び自律性を発揮して国が定めた中期的な業務運営に関する目標を達成するための計画に基づき業務を行う存在である。このようなURの業務を前提として本件のソーシャル・ファイナンス・フレームワークは策定されている。
- URが認識する日本の社会的課題及び対象プロジェクトは以下の通り。



- 対象プロジェクトは上図の通り、都市再生業務は都市再生事業、賃貸住宅事業、震災復興事業から成り、宅地造成等経過業務は主に市街地整備特別業務から成る。
- 日本における二つの社会的課題（上図のA及びB）とURが直面する解決すべき主要な社会的課題、解決に資する取り組み（目標とする社会的成果）は次表の通りに整理される。

URが直面する解決すべき 主要な社会的課題	解決に資する取り組み（目標とする社会的成果）
<p>① 都市の国際競争力と魅力強化</p> <p>Aのうち特に人口減少、少子高齢化が、都市機能に影響をもたらすとともに、今後の日本経済基盤等の確立の必要性が生じる。またこの課題には都市再生上、Bの防災、減災、老朽化対策の観点も含む。</p>	<p>都市の魅力の向上に資するプロジェクトに積極的に関与し、民間事業者等との多様な連携のもと、この実現に向けた基本構想の立案から事業計画策定、関係者間の段階的な合意形成等に係るコーディネート及び都市再生事業を実施することで、次のような成果が組み合わさった都市再生を実現。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地利用の高度化</li> <li>・都市機能の多様化</li> <li>・交通結節機能の強化</li> <li>・公共空間の創出</li> <li>・都市景観の改善、</li> <li>・良質な住宅供給の促進</li> <li>・緑化の推進 等による質の高い生活環境の確保</li> </ul>
<p>② 地方都市等の再生（地域経済の活性化、コンパクトシティの実現）</p> <p>Aの観点から、地方公共団体による持続的な都市経営を実現することや、地域経済の活性化及び一定の人口密度を保ち都市機能を適正に配置する等の都市構造再構築の課題が生じる。</p>	<p>地方公共団体とのパートナーシップのもと、観光・産業・子育て・福祉・環境等地域の特性や資源を活かしながら、広域的な視点からまちづくりを推進し、まちづくりの構想の立案、計画づくり、施策の具体化、関係者間の段階的な合意形成等に係るコーディネートを実施するとともに、集約すべき地域への都市機能・居住の誘導、遊休不動産や既存建物の有効活用、URによる土地等の長期保有を含めた低未利用地の再編や老朽建物の再整備等を実施する。また、事業等の実施に当たっては、国や地方公共団体の施策との連携、民間事業者等との連携等を図りながら、URが有するノウハウ・人材・ネットワークを活用することで、次のような成果を実現。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体による持続可能な都市経営</li> <li>・地方都市や大都市圏の近郊都市においては、地域経済の活性化及び一定の人口密度を保ち都市機能を適正に配置したコンパクトシティ</li> </ul>
<p>③ 自然災害の頻発化・激甚化、密集市街地の存在、南海トラフ地震、首都直下地震の発生の危険性の高まり等</p>	<p>地方公共団体等と連携し、都市の防災性の向上と減災対策を推進するとともに、東日本大震災における復旧・復興支援等で培ってきた経験・実績を活かし、南海トラフ地震対策等の事前防災に向けた取り組みを推進することで、次のような成果を実現。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路・防災公園等のインフラ整備</li> <li>・老朽化したマンション等住宅・建築物の更新等による耐震化、不燃化促進</li> <li>・ターミナル駅周辺等の帰宅困難者対策、備蓄物資等を確保した災害に強い拠点の整備</li> <li>・東日本大震災における復旧・復興支援等から得た経験を踏まえた計画策定や避難施設の配置等に係る支援 等</li> </ul>
<p>④ 大規模な自然災害等が発生した場合における被災地域の復旧・復興の円滑化</p>	<p>国、関係機関との連携強化を図り、地方公共団体等に対しURの事前防災及び復旧・復興支援に係る啓発活動を行うとともに、災害発生時には地方公共団体に対して東日本大震災における復旧・復興支援等から得た経験を活かした積極的な支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害からの復旧支援</li> <li>・災害からの復興支援</li> <li>・発災時の円滑な対応に向けた活動</li> </ul>

<p>⑤ 都市開発の海外展開支援</p> <p>海外も日本と同様にAのような課題は存在し、都市の一極集中等の課題解決につながる。また、Aに伴い縮小化する内需という課題の解決につながる。</p>	<p>民間企業単独での参入が困難な大規模な都市開発の事業等について、地区開発マスタープランの策定等の業務を行う。その他、我が国事業者等の連携体制構築支援や海外展開において技術支援、専門家派遣等の人的支援を行う。また、そのために必要な情報収集及び人材の確保・育成を図る。</p> <p>実施に当たっては、UR がこれまで蓄積してきた都市開発のノウハウ等を活用しつつ、関係府省、事業者及び関係公的機関との連携を推進し、効果的に我が国事業者の参入を促進する。</p>
<p>⑥ UR 賃貸住宅居住者の高齢化、建物の高齢年化、居住者のライフスタイルの変化や、医療福祉機能、コミュニティ機能といった団地に求められる多様な期待への対応</p> <p>A 及び B に起因する課題である。</p>	<p>地方公共団体、民間事業者、医療法人等の様々な主体と連携をしながら、地域の医療福祉拠点化や高齢者向け住宅の提供、生活支援サービスの提供、団地再生や賃貸住宅の適時・適切な修繕・維持管理等を通じて、UR 賃貸住宅ストックを国民共有の貴重な地域資源として活用し、「多様な世代が生き生きと暮らし続けられる住まい・まち（ミクストコミュニティ）」の実現を目指す。</p>
<p>⑦ 東日本大震災からの復興</p> <p>B に対応した課題であることはもちろんのこと、ハード整備だけでは地域の再生は進まないことから、A の課題にも対応した課題である。</p>	<p>復興支援を引き続き UR の最優先業務として位置づけ、適切に事業執行管理を行い、スケジュールを遵守し、施工品質及び安全を確保しつつ、復興事業の着実な実施に努め、事業進捗に合わせた体制整備・機動的な組織運営を行う。</p> <p>① 福島県の原子力災害被災地域における復興支援 被災地方公共団体からの委託を受けた復興拠点整備事業等（令和 2 年度計画において 3 地区約 117ha。令和 2 年度までに宅地等引渡し完了予定）を着実に実施するとともに、被災地方公共団体からの復興拠点整備事業や復興まちづくりに係るコーディネート等の技術支援の要請に応じ、引き続き国と連携しながら、復興まちづくり支援を更に進める。</p> <p>② 津波被災地域における復興市街地整備事業の推進 被災地方公共団体から委託を受けた津波被災地における復興市街地整備事業（令和 2 年度計画において 22 地区約 1,314ha。令和 2 年度までに宅地等引渡し完了予定。）等について、事業計画に基づき着実に実施する。</p>
<p>⑧ 地域づくり・まちづくりにおける課題への対応等を踏まえた、賃貸宅地資産の適切な管理・運用</p> <p>既に開発され良好な居住環境が形成された賃貸宅地資産についても、売却を基本としながら、地域づくり・まちづくりの観点から現在の課題である A 及び B への対応が必要である。</p>	<p>現在 UR が保有する賃貸宅地資産（平成 31 年期初で約 910ha）について、地域づくり・まちづくりにおける課題への対応等の観点を踏まえ、適切に管理・運営を行う。賃借人等への売却を基本としながら、ニーズに合わせた土地利用への見直しや街の魅力度向上といった、街の付加価値向上に向けた取り組みを行う。</p>

- 上表の整理の通り、UR が直面し解決すべき主要な社会的課題は、UR の認識する日本における社会的課題に起因するか、またはそのものである。
- 宅地造成等経過業務は旧ニュータウン事業であり、平成 13 年 12 月 19 日に閣議決定した特殊法人整理合理化計画において、当初の社会的課題であった人口・世帯数の増加と急激な都市化に伴う大量の住宅供給は解決したことから、新規着手はせず平成 30 年度までの早期の事業完了が示された。整備された地区は公共施設や交通施設の基盤整備がなされ、良好な居住環境が形成されている。しかしながら、人々が生活するためのまちづくりに係るものであり、現状も経済社会構造上の問題点及び気候変動等の防災・減災の必要性といった社会的課題がある。UR は保有する賃貸宅地資産について、地域づくり・ま

ちづくりにおいてこれら課題への対応等の観点で踏まえた適切な管理・運用をすること<sup>2</sup>としており、宅地造成等経過業務は現在の社会的課題に対応することを掲げた業務である。

- 目標とする社会的成果は、URの企業理念「UR ミッション（使命）」に示される美しく安全で快適なまちをプロデュースすることで一致している。都市再生業務を公的機関かつ自主性及び自律性を持った主体として遂行することが社会的課題の解決につながり、持続可能な社会の実現に貢献していくことを表している。

### 社会の課題認識

- URは「住生活基本計画」（全国計画）に示された少子高齢化に対応した子育て世帯や高齢者世帯の住宅の確保とともに、「国土強靱化基本計画」による大規模災害防止や津波に強いまちづくりの促進等を、日本の社会的課題として認識している。
- 同時にURに対して住宅・まちづくりのノウハウを活用した住宅地の再生等の役割が求められている。また、URの政策上の位置付けは「都市再生基本方針」において、公共施設や医療・福祉施設等の適正な立地の促進等による都市のコンパクト化、再開発等による低未利用地の土地利用転換等による国際競争力の強化のための環境整備等を進めることが示されている。「海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図るための基本的な方針」では、民間企業単独での参入が困難な海外の大規模な都市開発の事業等について、地区開発マスタープランの策定等の業務を行うことが示されている。
- 以上より、対象事業の直接的な目的は「住生活基本計画」（全国計画）等に基づく社会的課題へ対応するものといえる。

## (2) 対象事業の目標がポジティブな社会的成果であること

対象事業による便益及び影響は以下のように整理される。

対象事業による便益及び影響	
<b>直接的<sup>3</sup>な便益</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象となる地域のニーズやスタイルにあった都市再生</li> <li>・ 自然災害に対応したまちづくりや住居提供による減災・防災</li> <li>・ 大規模自然災害からの復旧・復興</li> <li>・ 民間事業者単独では実現できない海外進出の実現及び進出先の地域における社会的課題の解決</li> <li>・ 高齢者や子育て世帯等の多様な世帯が安心して住み続けられる住まい・まち（ミクストコミュニティ）の実現</li> </ul>
<b>間接的な便益</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民間単独では実現が難しい都市再生プロジェクトの実現</li> <li>・ 国際的に魅力ある都市づくり</li> <li>・ 災害発生時の人々及び自治体の負担軽減</li> <li>・ 地域コミュニティの形成</li> </ul>
<b>間接的な影響とその対応</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ プロジェクトを行う地域における意見が反映されないことや都市再生や賃貸住宅における民間事業の阻害</li> </ul> <p>⇒適切な業務の方法が業務方法書に定められている。</p>

<sup>2</sup> 「賃貸宅地資産の管理・運用方針」（令和元年8月14日）

<sup>3</sup> 「直接的」とは対象事業の利用者、「間接的」とは対象事業を行う社会、「広範囲」とは対象事業を行う社会を超える社会を指している。詳細は、「R&I ソーシャルボンドオピニオン 評価方法」を参照のこと。

[https://www.r-i.co.jp/rating/products/esg/so\\_social\\_jpn.pdf](https://www.r-i.co.jp/rating/products/esg/so_social_jpn.pdf)

- ・ 独立行政法人として適切な運営がなされないことによる国家財政への影響  
 ⇒独立行政法人通則法第 32 条第 1 項第 1 号及び第 35 条第 1 項第 1 号に基づき、国土交通大臣により、総務省が定める指針等に基づき毎年度及び中期目標期間の業務実績について評価を受け、これがフィードバックされる仕組みがある。

#### 広範囲に及ぶ影

#### 響とその対応

- ・ 事業の推進による環境負荷  
 ⇒環境配慮方針の策定及び環境課題へ対応するための環境マネジメント体制の整備、地球温暖化対策実行計画〔通称：UR-eco Plan2019〕の策定を通じた環境配慮の取り組みを進めることによる負荷軽減を実現。特に UR-eco Plan2019 では、UR が CO<sub>2</sub> 排出に関与する度合いにより、計画の対象分野を主体領域と整備・誘導領域に整理し、主体的に CO<sub>2</sub> を削減する領域を特定した上で、削減の数値目標を設定し、各種の取り組みを進めている。

#### ポジティブな社会的成果であること

- 多様な世代にとってニーズに合う住宅や都市での生活、自然災害からの被害が抑えられた生活環境の実現等の直接的な便益だけでなく、民間だけでは実現できない都市再生が行われることや災害発生時の減災・防災による自治体の負担軽減といった間接的な便益がある。独立行政法人であることから自治体、民間事業者への圧迫や国家財政への悪影響等の間接的な影響が考えられるが、適切な対応がとられている。事業推進による環境負荷という広範囲に及ぶ影響に対しては、環境配慮方針の策定を始めとして UR が影響を及ぼす範囲の特定や具体的な目標設定及びその実現へ向けた体制整備がなされている。対象事業へ取り組むことが社会的課題への解決に資すると考えられる。以上より、R&I は対象事業が社会全体としてポジティブな成果を生み出すと評価した。

#### SBP2020 に例示される事業区分との照合

- 対象事業は、UR の都市再生業務及び宅地造成等経過業務を通じて、都市再生及び地域・まちづくりに貢献していくことから SBP2020 に例示されている事業区分「社会経済的向上とエンパワーメント」及び「手ごろな価格の住宅」に対応し「一般の人々」が対象となる。
- 「一般の人々」には、UR が推進する事業において特に「高齢者」や「自然災害の罹災者」を含むものとなっている。

資金は UR の「都市再生業務」（都市再生事業、賃貸住宅事業及び震災復興事業）、「宅地造成等経過業務」（主に市街地整備特別業務（旧ニュータウン業務））に充当される。UR は国の政策実施機関であるとともに自主的かつ自律的な経営のもと事業を推進し、少子高齢化や東京一極集中という経済社会構造上の大きな課題と、巨大地震や気候変動に対応するための防災・減災・老朽化対策の必要性といった課題の解決に資するものである。事業推進による負の影響は、関係主体との連携や評価制度、環境マネジメント体制等により配慮されている。R&I は対象事業が社会全体としてポジティブな成果を生み出すと評価した。SBP2020 に例示される事業区分の中では「社会経済的向上とエンパワーメント」「手ごろな価格の住宅」に該当し、事業推進において特に対応される「高齢者」や「自然災害の罹災者」を含む「一般の人々」が対象である。

## 2. プロジェクトの評価と選定のプロセス

### (1) 包括的な目標、戦略等への組み込み

- UR は機構法第 3 条の目的において、社会経済情勢の変化に対応した都市の再生及び賃貸住宅等の管理等に関する業務を行うものと定められている。また、「住生活基本計画」（全国計画）や「国土強靱化基本計画」等にもその役割が示されている。
- 通則法上の中間目標管理法人であり、現在の社会的課題が組み込まれた中期目標が主務大臣である国土交通大臣より指示され、これに対応する中期計画を自ら策定し、国土交通大臣の認可を得るものとされており、社会的課題が目標、計画に至るまでに適切に組み込まれている。

### (2) プロジェクトの評価・選定の判断規準

- プロジェクトの評価・選定は、資金使途としては機構法第 34 条第 1 項及び附則第 12 条の定めにより大枠が完了している。そして、UR の業務範囲は機構法第 11 条に示されている。
- 先に挙げた中期目標の指示に応じた中期計画や年度計画が存在し、これを踏まえ都市再生業務、宅地造成等経過業務における具体的なプロジェクトが選定される。
- 評価・選定の判断基準は、大きくは機構法であり、国の政策である各種計画等が反映された中期目標や自主的かつ自律的な組織としての企業理念が該当する。
- 国の政策実施機関として、都市再生及び賃貸住宅事業等を行うものとして、その業務は特定されており、排除規準等は設定していない。

### (3) プロジェクトの評価・選定の判断を行う際のプロセス

- 中期計画及び年度計画は、主務大臣から指示された中期目標を受け、各部門において検討し、経営企画部が取りまとめ、理事長が招集し全役員で構成される理事会を経て、中期計画は主務大臣である国土交通大臣の認可を受け、年度計画は国土交通大臣へ届け出て、それぞれ決定する。具体的なプロジェクトに係るプロセスについては以下の通り。
- 都市再生事業においては、中期計画、年度計画に沿った形で、独立行政法人都市再生機構業務方法書に定められる事業実施基準へ適合しているかどうかを検証し、UR が適合検証を行ったものについて外部の有識者で構成される事業評価監視委員会の評価を受け、事業が実施される。
- 賃貸住宅事業においては、都市再生事業と同様に業務方法書の定めのほか、「UR 賃貸住宅ストック活用・再生ビジョン」に合致するよう選定され実施される。
- 市街地整備特別業務においては、「賃貸宅地資産の管理・運用方針」に従って選定され実施される。
- いずれのプロセスにおいても、UR 内部の適切な決裁プロセスを経る。社会性の観点からは、UR の組織的な位置付けから事業内容の所管部署がその専門性を有している。環境配慮に関しては、各部に兼務している都市環境企画室や技術・コスト管理部に都市環境計画課（都市環境企画室事務局）を設置したうえで、本社においては副理事長を委員長とする本社環境配慮推進委員会の設置により、本部等においては「本部等環境配慮推進委員会」の設置により推進体制を構築するとともに、専門性を担保している。
- プロジェクトの評価については、国土交通大臣により、総務省が定める指針等に基づき毎年度及び中期目標期間の業務実績について評価を受ける仕組みがある。

UR の企業理念を念頭に、機構法及び中期目標に応じた中期計画、年度計画が策定され、これに従って具体的なプロジェクトが選定される。評価の考え方及び基準、対象事業の選定は適切なプロセスを経ており、第三者性・専門性ともに確保されている。

### 3. 調達資金の管理

- URの経理は、機構法附則第12条第2項の規定により宅地造成等経過業務とその他の業務（都市再生業務）に係るものを区分し、それぞれ勘定を設けて整理することが定められている。一方、都市再生勘定において毎事業年度の損益計算上の利益を限度として、国土交通大臣の承認を受けた金額を宅地造成等経過勘定へ繰り入れることができるが、調達資金そのものを繰り入れるわけではなく、区分管理において問題はない。
- 調達資金は、経理資金部が管理し、都市再生業務または宅地造成等経過業務を行うための必要な費用に充てるための財源とすることが定められており、事業年度内において未充当資金は発生しない。
- 年度の資金計画が充当計画に該当する。
- 未充当資金は、現金又は現金同等物にて管理される。
- URの会計経理の正確性、合規性、経済性、効率性及び有効性等の観点から、会計検査院の検査を受けるとともに、3名の監事を置き、通則法に基づく業務の監査を受けている。また、会計監査人による財務諸表、事業報告書の会計に関する部分、決算報告書についての監査を受ける。

調達資金は経理資金部が管理し、法令に則り適切に区分経理される。資金は原則調達年度中に全額が充当され、充当されるまでの間、現金又は現金同等物にて管理される。また、会計経理に関して正確性、合規制、経済性、効率性及び有効性等の観点から会計検査院の検査を受けるほか、監事による業務監査、会計監査人による決算に関する監査を受けている。調達資金の管理は適切と評価できる。

## 4. レポーティング

### (1) 開示の概要

- レポーティングの概要は以下の通り。

	開示事項	開示タイミング	開示方法
資金充 当状 況	資金使途、金額及び充当予定時期	債券発行前	債券内容説明書
	債券及び長期借入金の資金充当状況	決算タイミング	財務諸表等決算関係資料にてウェブサイト で開示
定期 レポ ーテ ィン グ	財務状況に係るもの 財務諸表及び附属明細書 決算報告書 事業報告書	年次で開示	ウェブサイトで開示
	業務実績評価に係るもの 業務実績評価結果 中間目標期間業務実績評価結果	年次で開示 期間の最終年度及び 期間終了後	ウェブサイトで開示
	インパクト・レポーティング	年次で開示	ウェブサイトで開示

### (2) インパクト・レポーティング

- 債券及び長期借入金が全額償還されるまで、関連指標を業務実績報告書等の書類で開示する。
- アウトプット指標、アウトカム指標等を定量・定性や UR 全体・個別プロジェクト毎等問わず開示可能な範囲で継続して報告を実施する。インパクト指標については、事業実施期間が長期にわたり、社会的成果の発現に時間を要するものが少なくないことや、災害からの復旧等は災害が発生しない場合にはインパクト指標の公表が困難であることから、各種施策において効果が発現した場合に随意公表する。

社会的課題	指標
大都市の国際競争力強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ コーディネート及び事業の実施地区数</li> <li>・ 都市再生事業等に係る民間建築投資誘発額</li> </ul>
地方都市等の再生(地域経済の活性化、コンパクトシティの実現)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方都市等における支援地方公共団体数</li> </ul>
自然災害の頻発化・激甚化、密集市街地の存在、南海トラフ地震、首都直下地震の発生の危険性の高まり等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災性向上による安全・安心なまちづくりにおける支援地方公共団体数</li> </ul>
大規模な自然災害等が発生した場合における被災地域の復旧・復興の円滑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ UR の働きかけによる啓発活動の実施回数</li> <li>・ 復旧・復興に資する UR との関係構築(関係部局間における連絡体制の構築等)を行った地方公共団体等の数</li> <li>・ 被災地方公共団体への被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士、応急仮設住宅建設支援要員その他職員派遣数</li> <li>・ 被災地方公共団体との間で締結した発災後支援に係る協定等の件数</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害発生に伴い被災地方公共団体から要請を受けた災害復興等のコーディネート及び事業（災害発生に伴い被災地方公共団体からの要請に基づく市街地整備、災害公営住宅の建設等）の実施地区数等</li> <li>・ 災害発生時の迅速かつ円滑な復旧・復興支援のための UR 職員に対する訓練、研修等の実施回数</li> </ul>
都市開発の海外展開支援(少子高齢化が進む我が国の成長戦略として、新興国を中心とした世界の旺盛なインフラ需要を取り込むため、民間投資を喚起し持続可能な成長を生み出す)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海外の都市開発事業に関して、UR が相手国、海外公的機関及び民間企業等との間で締結した協定・覚書の件数</li> <li>・ UR の海外展開支援に関係する研修・視察の受入れ件数</li> </ul>
東日本大震災からの復興（※）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 福島県の原子力災害被災地域において 3 町（大熊町、双葉町、浪江町）から委託を受けた復興拠点整備事業等について、各地方公共団体が定める事業計画等に基づき着実に実施し、宅地等の引渡しを令和 2 年度までに完了</li> <li>・ 岩手県、宮城県、福島県の 12 地方公共団体から委託を受けた復興市街地整備事業地区について、各地方公共団体が定める事業計画に基づき着実に実施し、宅地等の引渡しを令和 2 年度までに完了</li> </ul>
UR 賃貸住宅居住者の高齢化、建物の高経年化、居住者のライフスタイルの変化や、医療福祉機能、コミュニティ機能といった団地に求められる多様な期待への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和 5 年度末時点の UR 賃貸住宅団地（大都市圏のおおむね 1,000 戸以上の団地約 200 団地が対象）における地域の医療福祉拠点化の形成数</li> <li>・ 見守りサービス提供数</li> <li>・ 健康寿命サポート住宅等の高齢者向け住宅の供給戸数</li> <li>・ 子育て世帯を支援する住宅の供給戸数</li> <li>・ 大学等との間で締結した連携協定等の件数</li> <li>・ 団地再生事業により供給した整備敷地等のうち、新たな機能の導入又は既存の機能強化を目的として供給した割合</li> <li>・ スtock削減戸数</li> <li>・ 地方公共団体との間で締結した連携協定等の件数</li> <li>・ 令和 5 年度末時点の UR 賃貸住宅ストック全体に占めるバリアフリーを図った住宅の割合</li> <li>・ 令和 5 年度末時点の UR 賃貸住宅ストックの耐震化率（住棟数）</li> <li>・ リノベーション住宅、建替住宅の供給戸数</li> </ul>
地域づくり・まちづくりにおける課題への対応等を踏まえた、賃貸宅地資産の適切な管理・運用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 売却した賃貸宅地資産の面積・画地数</li> <li>・ 付加価値向上を行った賃貸宅地資産の面積・画地数</li> </ul>

（※）当該社会的課題を解決するプロジェクトのうち、機構法第 34 条第 1 項及び附則第 12 条に基づき長期借入金及び債券により資金充当するのは、同 11 条第 1 項 16 号に該当する災害公営住宅に係るものである。

投資家に対して調達資金の充当状況及び社会的成果を明確に説明する資料を開示する。充当状況は年 1 回ウェブサイトにて開示する。業務実績報告書に示すアウトプット指標・アウトカム指標等を、ウェブサイトにて開示する予定。レポートは適切と評価できる。

以 上

## (参考資料) ソーシャル・ファイナンス・フレームワークの概要

- 都市再生機構（UR）は、ICMA（国際資本市場協会）が定めるソーシャルボンド原則の4つの核となる要素に基づきソーシャル・ファイナンス・フレームワークを策定。本フレームワークについて、第三者評価機関である格付投資情報センター（R&I）からICMAソーシャルボンド原則2020に適合している旨のオピニオンを取得しました

### 1 調達資金の用途

- URが発行するすべての債券及び長期借入金は、機構法第34条第1項及び附則第12条に定めがある通り、「都市再生業務」及び「宅地造成等経過業務」（=ソーシャルプロジェクト）に充当され、我が国が抱える社会的課題の解決に貢献します

ソーシャルプロジェクト		URが直面する解決すべき主要な社会的課題	解決に資する取り組み（目標とする社会的成果）
都市再生業務	都市再生事業	都市の国際競争力と魅力強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間事業者等との多様な連携の下、今後の我が国の経済基盤等の確立や都市の魅力の向上を実現</li> </ul>
		地方都市等の再生（地域経済の活性化、コンパクトシティの実現）	<ul style="list-style-type: none"> <li>持続可能な都市経営を実現するため、地方公共団体等の支援やコンパクトシティの実現に向けた都市構造の再構築を推進</li> </ul>
		自然災害の頻発化・激甚化、密集市街地の存在、南海トラフ地震、首都直下地震の発生の危険性の高まり等	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方公共団体等と連携し、都市の防災性の向上と減災対策を推進</li> <li>東日本大震災における復旧・復興支援等で培った経験・実績を活かし、南海トラフ地震対策等の事前防災に向けた取り組みを推進</li> </ul>
		大規模な自然災害等が発生した場合における被災地域の復旧・復興の円滑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>国、関係機関との連携強化を図り、地方公共団体等に対し機構の事前防災及び復旧・復興支援に係る啓発活動や、発災時の積極的な支援を実施</li> </ul>
	都市開発の海外展開支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間企業単独での参入が困難な（海外の）大規模な都市開発の事業等について、地区開発マスタープランの作成等の業務を行う</li> </ul>	
	賃貸住宅事業	UR賃貸住宅居住者の高齢化、建物の高経年化、居住者のライフスタイルの変化や、医療福祉機能、コミュニティ機能といった団地に求められる多様な期待への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方公共団体、民間事業者、医療法人等の様々な主体と連携しながら、地域の医療福祉拠点形成や、高齢者向け住宅、生活支援サービスの提供等、UR賃貸住宅ストックを国民共有の貴重な地域資源として活用し、時代に応じた社会的課題の解決を図る</li> </ul>
	震災復興事業	東日本大震災からの復興	<ul style="list-style-type: none"> <li>福島県の原子力災害被災地域における復興支援</li> <li>津波被災地域における復興市街地整備事業の推進</li> </ul>
宅地造成等経過業務	市街地整備特別業務	地域づくり・まちづくりにおける課題への対応等を踏まえた、賃貸宅地資産の適切な管理・運用	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在URが保有する賃貸宅地資産について、地域づくり・まちづくりにおける課題への対応等の観点を踏まえ、適切に管理・運営を行う</li> </ul>

ソーシャルプロジェクトのご紹介（一例）

都市再生事業

品川駅北周辺地区(東京都)



賃貸住宅事業

コンフォール松原(埼玉県)



## 2 プロジェクトの評価と選定のプロセス

- 現在の社会的課題が組み込まれた中期目標が国土交通大臣より指示され、これを達成するための中期計画及び年度計画について国土交通大臣の認可及び届出により決定します（事業毎に、評価・選定のプロセスを有する）

## 3 調達資金の管理

- 調達資金は、機構法第 34 条第 1 項によって、都市再生業務または宅地造成等経過業務（＝ソーシャル・プロジェクト）を行うための費用に充てるための財源とすることとされており、事業年度内において未充当資金は発生しません（仮に発生した場合、現金又は現金同等物にて管理）

## 4 レポーティング

- 社会的課題の解決に関するインパクト・レポーティングや、当フレームワークに基づくソーシャルボンド又はソーシャルローンの調達額及び資金の充当状況等は、UR のウェブサイトにて年次で開示する予定です

## (1) 資金充当状況に関するレポーティング

- 調達資金のうち、債券で調達する資金については、資金使途、金額、及び充当予定時期を、債券内容説明書にて開示します
- 債券及び長期借入金の資金充当状況は、UR のウェブサイトにて公開する予定です

【参考URL】 IR情報 (UR のウェブサイト内) <https://www.ur-net.go.jp/aboutus/ir/index.html>

## (2) インパクト・レポーティング

- 社会的課題の解決に関するインパクト・レポーティングとして、プロジェクト毎に業務実績報告書により開示するアウトプット指標・アウトカム指標等を、UR のウェブサイトにて公開する予定です

ソーシャルプロジェクト		UR が直面する解決すべき 主要な社会的課題	主要なアウトプット指標・アウトカム指標
都市再生 業務	都市再生 事業	都市の国際競争力と魅力強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ コーディネート及び事業の実施地区数</li> <li>■ 地方都市等における支援地方公共団体数</li> <li>■ 防災性向上による安全・安心なまちづくりに おける支援地方公共団体数 等</li> </ul>
		地方都市等の再生 (地域経済の活性化、コンパクトシティの実現)	
		自然災害の頻発化・激甚化、密集市街地の存在、南海トラフ地震、首都直下地震の発生の危険性の高まり等	
		大規模な自然災害等が発生した場合における被災地域の復旧・復興の円滑化	
		都市開発の海外展開支援	
都市再生 業務	賃貸住宅 事業	UR賃貸住宅居住者の高齢化、建物の高経年化、居住者のライフスタイルの変化や、医療福祉機能、コミュニティ機能といった団地に求められる多様な期待への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ UR賃貸住宅団地における地域の医療福祉拠点化の形成数 等</li> </ul>
	震災復興 事業	東日本大震災からの復興	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 3 町 (大熊町、双葉町、浪江町) から委託を受けた復興拠点整備事業等の着実な実施 等</li> </ul>
宅地造成等 経過業務	市街地整備 特別業務	地域づくり・まちづくりにおける課題への対応等を踏まえた、賃貸宅地資産の適切な管理・運用	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 付加価値向上を行った賃貸宅地資産の面積・画地数 等</li> </ul>

## 5 SDGs のゴールと UR (ソーシャル・ファイナンス対象業務) の関わり

- UR に求められている政策的役割は、国連の提唱する「持続可能な開発目標 (SDGs)」、日本政府の SDGs 実施指針等と関係するものが多く、UR が事業を着実に進めていくことは、SDGs への貢献にもつながっていくものと考えています。
- UR を取り巻く社会的課題及び各プロジェクトにおける具体的な取り組みに加え、地球温暖化対策

等の環境課題への対応とともに事業を進め、SDGsの達成に大きく貢献していく。

SDGs 目標	UR の業務
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>3.8: すべての人々に対する財政保障、質の高い基礎的なヘルスケア・サービスへのアクセス、及び安全で効果的、かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンのアクセス提供を含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)を達成する。</p> <p>3.9: 2030年までに、有害化学物質、並びに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。</p>
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>4.4: 2030年までに、技術的・職業的スキル等、雇用、ディーセント・ワーク及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。</p> <p>4.5: 2030年までに、教育におけるジェンダー格差を無くし、障害者、先住民及び脆弱な立場にある子供等、脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。</p>
 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p>5.1: あらゆる場所におけるすべての女性及び女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。</p> <p>5.5: 政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参加及び平等なリーダーシップの機会を確保する。</p> <p>5.6: 国際人口・開発会議(ICPD)の行動計画及び北京行動綱領、並びにこれらの検証会議の成果文書に従い、性と生殖に関する健康及び権利への普遍的アクセスを確保する。</p> <p>5.b: 女性の能力強化促進のため、ICTをはじめとする実現技術の活用を強化する。</p>
 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	<p>6.1: 2030年までに、すべての人々の、安全で安価な飲料水の普遍的かつ平等なアクセスを達成する。</p> <p>6.2: 2030年までに、すべての人々の、適切かつ平等な下水施設・衛生施設へのアクセスを達成し、野外での排泄をなくす。女性及び女子、並びに脆弱な立場にある人々のニーズに特に注意を向ける。</p> <p>6.6: 2020年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼を含む水に関連する生態系の保護・回復を行う。</p>
 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	<p>7.2: 2030年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。</p> <p>7.3: 2030年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。</p>
 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p>8.5: 2030年までに、若者や障害者を含むすべての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及びディーセント・ワーク、並びに同一労働同一賃金を達成する。</p>
UR の業務	<p>・ UR 賃貸住宅の地域医療福祉拠点化の推進</p> <p>・ OJT や自己啓発支援、外部との人材交流等による人材育成</p> <p>・ 女性の積極採用や女性活躍に向けた環境整備によるダイバーシティの推進等</p> <p>・ UR 賃貸住宅の適時・適切な修繕やリノベーションによる安全で安心な住まいの提供</p> <p>・ 都市の自然環境の保全・創出等</p> <p>・ まちや住まいの省エネルギー化や再生可能エネルギーの活用推進等</p> <p>・ 多様で柔軟な働き方の推進や、生産性向上に資する職場環境の整備等</p>

 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<p>9.1: 質が高く信頼できる持続可能かつレジリエントな地域・越境インフラ等のインフラを開発し、すべての人々の安価なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援する。</p> <p>9.4: 2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路、防災公園等のインフラ整備や、復興支援における災害に強いまちづくり等</li> </ul>
 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>11.2: 2030年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子供、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大等を通じた交通の安全性改善により、全ての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。</p> <p>11.3: 2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、すべての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。</p> <p>11.5: 2030年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害等の災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。</p> <p>11.6: 2030年までに、大気、水質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。</p> <p>11.7: 2030年までに、女性・子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。</p> <p>11.b: 2020年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対するレジリエンスを目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組2015-2030に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地利用の高度化や、交通結節点機能の強化、公共空間の創出等による都市の再生等</li> </ul>
 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	<p>12.4: 2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への排出を大幅に削減する。</p> <p>12.5: 2030年までに、予防、削減、リサイクル、及び再利用(リユース)により廃棄物の排出量を大幅に削減する。</p> <p>12.7: 国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達を促進する。</p> <p>12.8: 2030年までに、人々があらゆる場所におい</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設工事により発生する建設副産物のリサイクル推進等</li> </ul>

	て、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。	
 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	<p>13.1:すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性(レジリエンス)及び適応の能力を強化する。</p> <p>13.2:気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む。</p> <p>13.3:気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ CO<sub>2</sub> 排出量の削減による地球温暖化対策の推進等</li> </ul>
 <p>14 海の豊かさを守ろう</p>	<p>14.2:2020年までに、海洋及び沿岸の生態系に関する重大な悪影響を回避するため、強靱性(レジリエンス)の強化等による持続的な管理と保護を行い、健全で生産的な海洋を実現するため、海洋及び沿岸の生態系の回復のための取組を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海洋エリアでの環境負荷の低減や自然との共生に配慮した事業の推進等</li> </ul>
 <p>15 陸の豊かさを守ろう</p>	<p>15.9:2020年までに、生態系と生物多様性の価値を、国や地方の計画策定、開発プロセス及び貧困削減のための戦略及び会計に組み込む。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緑豊かな環境の整備や自然の力を活用するグリーンインフラの推進等</li> </ul>
 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<p>16.5:あらゆる形態の汚職や贈賄を大幅に減少させる。</p> <p>16.6:あらゆるレベルにおいて、有効で説明責任のある透明性の高い公共機関を発展させる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 内部統制の適切な運用や情報提供による業務運営の透明性の確保等</li> </ul>
 <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p>	<p>17.16:全ての国々、特に開発途上国での持続可能な開発目標の達成を支援すべく、知識、専門的知見、技術及び資金源を動員、共有するマルチステークホルダー・パートナーシップによって補完しつつ、持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップを強化する。</p> <p>17.17:さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各事業における公共団体や民間企業等多様な主体との連携・協働等</li> </ul>

【事業例（詳細は機構ホームページ <https://www.ur-net.go.jp/aboutus/action/customersatisfaction/sdg.html> 参照）】

- ・吹田操車場跡地土地区画整理事業(大阪府吹田市・摂津市)における北大阪健康医療都市『健都』の整備
- ・大和川左岸(三宝)土地区画整理事業(大阪府堺市)における高規格堤防整備と一体化したまちづくり
- ・南新地土地区画整理事業(熊本県荒尾市)における「人、自然、新たな交流を育むウェルネス拠点」をコンセプトとしたまちづくり
- ・名古屋駅前広場の再整備(愛知県名古屋市)における名古屋駅の国際的なターミナル駅化
- ・岩手県釜石市における駅前を含む鶴住居の市街地整備(約 50 ヘクタール)

**【留意事項】**

セカンドオピニオンは、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

セカンドオピニオンは、企業等が環境保全および社会貢献等を目的とする資金調達のために策定するフレームワークについての公的機関または民間団体等が策定する当該資金調達に関連する原則等との評価時点における適合性に対する R&I の意見です。R&I はセカンドオピニオンによって、適合性以外の事柄（債券発行がフレームワークに従っていること、資金調達の目的となるプロジェクトの実施状況等を含みます）について、何ら意見を表明するものではありません。また、セカンドオピニオンは資金調達の目的となるプロジェクトを実施することによる成果等を証明するものではなく、成果等について責任を負うものではありません。セカンドオピニオンは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されてはならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものでもありません。セカンドオピニオンは、特定の投資家のために投資の適切性について述べるものでもありません。R&I はセカンドオピニオンを行うに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価していただくことを前提としております。投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われなければなりません。

R&I がセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報は、R&I がその裁量により信頼できると判断したものではあるものの、R&I は、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&I は、これらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

R&I は、R&I がセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報、セカンドオピニオンの意見の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報やセカンドオピニオンの使用に起因又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用（損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他一切の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含むもの）について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何や R&I の帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負わないものとします。セカンドオピニオンに関する一切の権利・利益（特許権、著作権その他の知的財産権及びノウハウを含みます）は、R&I に帰属します。R&I の事前の書面による許諾無く、評価方法の全部又は一部を自己使用の目的を超えて使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）し、又は使用する目的で保管することは禁止されています。

セカンドオピニオンは、原則として発行体から対価を受領して実施したものです。

**【専門性・第三者性】**

R&I は 2016 年に R&I グリーンボンドアセスメント業務を開始して以来、多数の評価実績から得られた知見を蓄積しています。2017 年から ICMA（国際資本市場協会）に事務局を置くグリーンボンド原則／ソーシャルボンド原則にオブザーバーとして加入しています。2018 年から環境省のグリーンボンド等の発行促進体制整備支援事業の発行支援者（外部レビュー部門）に登録しています。

R&I の評価方法、評価実績等については R&I のウェブサイト（<https://www.r-i.co.jp/rating/esg/index.html>）に記載しています。

R&I と資金調達者との間に利益相反が生じると考えられる資本関係及び人的関係はありません。